

取 扱 基 準

名 称	新潟市地域コミュニティ協議会運営助成金								
補助区分	運営費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/>								
補助金の概要	地域コミュニティの活性化と分権型協働都市の実現のため、地域コミュニティ協議会の運営に要する経費に対し、助成金を交付する。								
目 標	数値化 <input type="checkbox"/> 非数値化 <input checked="" type="checkbox"/>								
	コミュニティ協議会の安定した運営を図る。 <small><目標が数値でない場合の評価方法></small> 地域と行政が協働してまちづくりに取り組む環境を整備できたか。								
補助事業者	※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。								
補助対象経費の内 容	コミュニティ協議会の運営事業に関するもの。ただし、協議会の構成員による飲食を主たる目的とした会合等の飲食費は対象外								
補助額 及びその算定方法 又は補助率	補助率：10/10 上限額：①と②の合算額 ① 1 協議会あたり 上限500,000円 (ただし、2 小学校区で構成する協議会は上限700,000円) ② <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>世帯数</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,000世帯未満</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>2,000世帯以上4,000世帯未満</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>4,000世帯以上</td> <td>600,000円</td> </tr> </tbody> </table> <small><補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由></small> 地域コミュニティ協議会は、財政基盤が弱く、安定した運営の確保を図る必要があるため。	世帯数	上限額	2,000世帯未満	200,000円	2,000世帯以上4,000世帯未満	400,000円	4,000世帯以上	600,000円
世帯数	上限額								
2,000世帯未満	200,000円								
2,000世帯以上4,000世帯未満	400,000円								
4,000世帯以上	600,000円								
開始時期	令和6年4月1日								
評価の時期	令和8年9月30日								
終 期	令和9年3月31日								
	(終期が3年を超える場合の理由)								
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕 当該事業者が新潟市の補助金に基づくものである旨を表示								
	〔媒体〕 事業者の予算書、決算書など								
担当部署	北区役所 地域総務課 地域・防災グループ 電話番号 025-387-1165(直通) e-mail chiikisomu.n@city.niigata.lg.jp								